

# 北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2018年3月1日 第100号  
 TEL592-5000 fax 571-4346  
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F  
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

## 第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 3000万人署名・9万筆の目標を確認5月まで頑張ろう！ 「小倉地区の会」決起集会に80名参加

2月17日に「小倉地区の会」（「安倍 9条改憲NO!3000万署名推進する小倉地区の会」の略称）の決起集会がムーブ小セミナー室で開かれました。80名が参加しました。DVD「9条改憲って何？」を見た後、高木健康弁護士（小倉地区の会会長）が主催者挨拶、来賓の田村衆議院議員が、国会の憲法問題での議論の状況を報告、野瀬事務局長が、小倉地区の会の署名の目標を9万とし、そのための今後の行動方針を提起しました。

このあと、5人の方の意見発表・報告が行われ、5月に向けて、各団体での奮闘を誓い合いました。

今後の行動は・・・3月・4月に、各団体の目標をやり遂げる。会としての行動を、小倉駅前での宣伝行動を、第3土曜日11時から行う。2回のロングラン宣伝、2回の地域での訪問による署名行動(ローラー作戦)を行うことを提起しました。5月3日の「5・3北九州憲法フェスタ(勝山公園)」に参加し、北九州全体の運動



を盛り上げることも決めました。

**決意表明・報告**には、5つの職場・地域から発言されました。

新婦人小倉北支部：会員と読者数の8倍を目指している。且過市場前等で署名集め、ミニチラシ配りなどして呼びかけている。

小倉民商：庶民の暮らしは大変、貧困の広がりを感じる、消費税引き上げ反対の運動とあわせて行っている。

日本共産党足立支部：支部員に署名用紙を預けている。現在200枚回収できている、署名数は690筆。グループで友人宅を回り、1日で200筆を集めた例もある。

健和会：目標36,000筆をめざす。外来患者や、共同組織の方にもお願いしている。職場ごとに署名の進行をチェックしており、「署名ゼロ職場」をなくす。

北九州第一法律：自由法曹団で25,000筆を目標。第一法律で1万筆をめざす。弁護士の相談時に署名用紙を渡す、今までの依頼者・相談者に郵送する、つながりのある団体菜で屁の協力の依頼等で、目標に接近していく。



# 憲法随想

## あらためて考える 家族って国が決めるもの?

北九州第一法律事務所  
弁護士 諸隈 美波

家族のありかたって、本当にいろいろです。離婚事件を扱うことも多い私としてはつくづくそう感じます。

日本の法律では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」(民法750条)」と定められています。

つまり、結婚するときは夫婦で同じ名前にならなきゃいけないと決められています。

そして、現状夫婦の96%の人が夫の氏を名乗っています。結婚するときに女性が氏を変更されることをほとんどの人が当たり前と思っています。

でも、たとえば、結婚式を挙げなかったり、結婚指輪をつけなかったり、別居婚をしていたり、妻が働いて夫が家事をしていたり、夫婦のありかた、形ってそれぞれですよ。同じように、結婚する場合の姓も夫婦の考えや状況に応じて選択できていいはずです。

2015年12月、夫婦同姓を定めた民法750条は、両性の平等を定めた憲法24条や憲法14条の平等原則に反して違憲であるとして争われた訴訟で、最高裁はこの規定を合憲と判断しました。

私は、結婚を控えた検察官の同期とともにこの裁判に期待していました。というのも私も仕事上、旧姓を通称として使用しており、彼女は仕事上旧姓使用を希望していたからです。弁護士は訴状で通称を使用できますが、検察官が提出する裁判文書(起訴状等)は、戸籍上の氏名しか使用できなかったのです。

判決の多数意見は、夫婦の姓をこれは家族の呼称であるとして、家族が社会の構成単位としてうまく機能するために同じ姓にするのには合理性があるとしています。憲法は、一人ひとりの個人がまず大前提で、個人を大事にせよ(憲法13条)と言っているのに、社会の構成単位を個人ではなく、家族としている点でちょっとげんなりします。個人が家族をつくっているんだから、家族の呼称よりも個人の呼称を尊重すべきでは。昨今のいきすぎた個人主義はいかんという空気を読んだのかしらと批判が浮かんでしまいます。



諸隈美波弁護士

また、別姓を選べない不利益は、通称使用が広がることで、緩和されるとされています。そういう裁判所は、公文書に通称は使用できないし、反対意見にもあるように最高裁の裁判官の中にもそのような不利益や違和感を持っている人がいるのに。また通称使用は、戸籍上の氏と通称の氏が違うことで種々の弊害は残ります。

多数意見への批判はいろいろと尽きませんが、希望もありました。15人の裁判官のうち、5人が反対意見を書いていることです。これほど、反対意見がついている最高裁判決も珍しく、やっぱり好ましい規定でないことは明らかです。

多数意見は、この問題を「国会で論じること」として、国会に投げました。でも、判決後の約2年間でこの問題が議論されたって聞いたことありませんよね。結局、最高裁で合憲のお墨付きを与えてしまい、国会での議論は進んでいないのです。ただ、裁判所、検察庁では、旧姓使用を認めるという運用が始まったようです。今年最高裁判事に就任した宮崎裕子さんも旧姓を使用すると話題になりました。公務員の通称使用が広がることで、民間にも波及し、選択的夫婦別姓を認めてもいいのではないかという空気となり、法改正につながるというと思いますが、そこはなかなか簡単ではありません。

その状況にしびれを切らしてというべきか、今年の1月に新しい夫婦別姓訴訟が始まりました。この訴訟は、サイボウズの社長である青野氏が

原告になり、女性の再婚禁止期間の違憲判決を一人で勝ち取った昨花弁護士が代理人となっていることで話題になっています。この裁判では、民法750条の規定を正面から違憲として訴えているわけではありません。離婚後、婚姻中の氏を名乗ることができる戸籍法の規定(婚氏続称の規定)があり、また、外国人と結婚した場合、民法上の氏は変わりませんが、戸籍法上、届け出をすれば結婚相手の氏を名乗れます。しかし、日本人同士の婚姻の場合だけ、婚姻時に旧姓を名乗る規定が戸籍法上ありません。この法の欠缺が、平等原則、結婚のルールは両性の平等に立脚して制定されなければならないとした憲法24条2項に反して違憲であるとして争っている訴訟です。この論理については、戸籍法は民法の規定が前提になっているので、民法で夫婦同姓を定めている(そしてその規定は合憲である)以上、戸籍法上、旧姓を名乗る規定がないとしても、平等原則には反しないという反論が考えられるところです。しかし、これまで女性にとっての問題としてとらえられがちだったこの問題を、同姓を強制されることの不利益として男性側からも声を上げているという点や、最高裁判決に反しない形でこの問題を改めて問うている点で注目されます。

一方で、前回の夫婦別姓訴訟を担当した弁護団を中心に民法750条の違憲性を問うあらたな訴訟も現在準備中だということです。

この夫婦別姓の議論を考えると、私はいつも、家族ってそれぞれじゃん、国が決めることじゃないじゃんと思ってしまいます。戦後日本は、家制度を廃止しました。でも、家族単位で氏、戸籍を維持してきました。夫婦と子どもが同じ氏を名乗

り家族の一体性を示し、夫が働き妻は家事育児をするという伝統的家族観というものが根強くあり、夫婦別姓を認めると家族の一体性が失われると考え夫婦別姓に反対する人たちがいるのも事実です。しかし、女性が結婚後も働くことも多く、非婚やひとり親世帯も多くなっている現在は、家族の形が多様化しています。家族は個人の集まりですから、個人が多様である以上、家族もまた多様な形があるのは当然です。国は「家族はこうあるべき」と決められません。国は家族の多様性を尊重しなければなりません。自民党改憲草案の24条では、家族が社会の基礎的な単位となり、互いに助け合わなければならない義務があるとされています。国が行うべき福祉を家族の問題としておしつけ、個人の家族への埋没を望むようなこのような改正は絶対に阻止しなければなりません。夫婦別姓を認めることは、家族よりも個人の尊重に立ち返るという意味でそのような流れの歯止めともなりえます。今後もこの問題の動きに注目し、声をあげていきたいです。(個人的には、通称使用のわずらわしさから早く解放されたいなあ。)



## 参院憲法審査会合区解消の条文案に 与野党反対! 自民党「孤立状態」に

参院憲法審査会は21日、今国会初の討議を行いました。自民党は、隣接する参院選挙区を統合する合区を解消する条文案を説明。これに対して野党から反対意見が続出し、賛同する政党はありませんでした。自民党は「孤立状態」(朝日新聞)に陥りました。自民党は年内の改憲発議を視野に入

れていますが、読売新聞は「合区解消では与野党の合意形成を図るのは困難な状況」と報道しています。

自民党の岡田直樹氏は、「投票価値の平等は大切な価値観だ」と、参院選挙区の「1票の格差」是正の必要性を認めつつも、「人口比例を唯一の尺



度とすると、地域間格差などにつながる恐れがある」と表明。党憲法改正推進本部がまとめた条文案を説明し、各都道府県から参院議員を最低1人は選出できるようにする改憲を主張しました。

これに対して、公明党の西田実仁氏は、国会議員は全国民を代表すると定めた憲法 43 条との矛盾を念頭に、「参院が全国民の代表であることに疑念を持たれば、衆院との関係で大幅な権限見直しを迫られる」との懸念を示し、「参院の影響力を弱める改革には賛同しがたい」と表明しました。

また、民進党の石橋通宏氏は「憲法改正ではなく、選挙制度改革で結論を得るべきだというのは、自民党以外の全ての党が一致した見解。全党で議論すべきだ」と指摘しました。

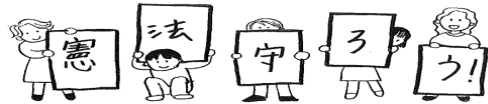
日本維新の会の東徹氏は「いきなり憲法改正でやるのはいかがなものか」と語り、社民党の福島瑞穂氏は「参院の地位を下げる」と反対しました。安倍首相の9条に自衛隊を明記する案にも野党は批

判！また、安倍首相が唱える9条に自衛隊を明記する案についても野党は批判を強めました。民進党の白真勲氏は「改憲より日米地位協定の改定の方がよほど国民の期待が大きい」と主張しました。また、同党の伊藤孝恵氏は、9条に自衛隊を書きこんでも権限は変わらないとする首相の説明に触れ、「国民投票をやる説得力に欠ける」と述べました。さらに、同党の宮沢由佳氏は「あまりにもご都合主義。自衛隊合憲の立場は国民投票の結果に影響されないというのは、国民投票の結果を無視するということだ」と批判しました。

立憲民主党の風間直樹氏は、「9条1項2項が空文化し、自衛隊の権限が法律に委ねられることでフルスペックの集団的自衛権が可能となりかねない」と、首相案に反対する党の見解を表明しました。日本共産党の二比聡平氏は、「安倍政権のもとで大きく変貌する自衛隊を書きこむなら、際限のない海外における武力行使に道を開くことになる」と批判しました。

社民党の福島瑞穂氏も、「集団的自衛権を行使する自衛隊を明記することは戦争改憲」と9条改憲に反対しました。

(憲法しんぶん速報版2018年2月23日(金)  
NO. 836号)



## カンパありがとうございます。

**カンパ 1月** 小川由美 永沼慶子 吉本まさ江 野瀬秀洋 勝野禎二 谷口靖子 玉井史太郎 安藤昭雄 三輪俊和 三輪幸子 佐多道人 竹中労 近藤伊都子 勝木多美 織田博吉 鳥居淑子 原野武 **2月** 吉田素子 川原巖誠 三崎英二 桑田勲二 葉山牧子 山本猛雄 山田弘 山本知恵子 安達恵美子 渡辺末子 小川由美 佐多道人 **メッセージ** ●今年もよろしくおねがいします 1/15 U. O ●少額ですがカンパです。1/19 K. N ●カンパ 1/22 T. K ●”オール沖縄”に学び、”オール日本”へ 1/23 F. T ●ご苦労様です。些少です恐縮です。お役立て願います。1/30 T. H ●カンパとして 2/3 三崎英二 ●今年もよろしくお願いいたします 2/2 川原巖誠 ●極寒の中ごろうさまです。憲法・沖縄併せてがんばろう！ 2/14 T. Y ●本当に寒い冬でした。やっと春が来そうです。世の中も、暖かくなってほしいものです 2/19 U. O ●お世話様です。わずかですが 2/20 S. W

